

# 第1回産業福祉常任委員会会議録

平成23年1月14日(金)

開 会 午前 11時20分

閉 会 午後 12時20分

---

## 会議に付した事件

### 1. 町からの協議・報告事項について

#### 保健福祉課

清里町地域包括支援センター等の社会福祉協議会への移行について

#### 産業課

平成22年度清里町地域振興券交付結果について

農商観工等異業種連携事業化支援・雇用創出交付金事業について

#### 建設課

平成22年度一般会計補正予算(建設課所管分)について

### 2. 次回委員会の開催について

### 3. その他

---

## 出席委員(7名)

委員長	澤田伸幸	副委員長	勝又武司
委員	加藤健次	委員	田中誠
委員	藤田春男	委員	細矢定雄
委員	中西安次	議長	村尾富造

---

欠席委員 なし

---

## 説明のため出席した者の職氏名

保健福祉課長	柏木 繁延	商工観光・林政G総括主査	進藤 和久
産業課長	斉藤 敏美	建設管理G総括主査	清水 俊行
建設課長	澤本 正弘	上下水道・公住G主査	大藤 昇
上下水道・公住G総括主査	藤代 弘輝		

---

## 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 宇野 充

---

## 開会の宣告

委員長

それでは、第1回産業福祉常任委員会を開催いたします。

---

委員長

1. 町からの協議・報告事項について、口頭ですけれども保健福祉課から1点ありますので願いいいたします。

保健福祉課長

この件につきましては、9月7日開催の当常任委員会に対し説明を申し上げたところでありますが、その後、社会福祉協議会とも協議・調整し、種々条件が整えば平成23年度当初から移行ということで検討しているという説明を申し上げたところであります。それ以降、社会福祉協議会の理事会・役員会等と、経費、人的配置等について調整を行ってきたところでありますが、最大の懸案事項につきましては、介護福祉専門員（ケアマネージャー）をはじめとする資格職の確保でありまして、この件につきましては23年度当初からの移行については困難だという判断が、社会福祉協議会より正式回答があったところであります。前回の当委員会で説明させていただいたとおり、社会福祉協議会の受入体制ができた段階での移行という基本方向に沿い、さらなる移行時期の検討を今後行っていきたいと考えております。なお、現在のところ移行時期につきましては、24年度と考えております。この間、人材確保等々の検討を行い、移行を図って参りたいというふうに考えております。当初申し上げた23年度当初ということは困難ということで、ご報告申し上げます。以上で説明を終わります。

委員長

只今の説明に対し、ご意見ありませんか。

（「なし」との声あり）

委員長

見守っているということで、よろしいですね。

（「はい」との声あり）

委員長

これで終わりたいと思います。

委員長

産業課より、協議・報告事項について2点ございますので、よろしく願いいいたします。1点目、平成22年度清里町地域振興券交付結果について願いいします。

商工観光・林政G総括主査

昨年12月に行いました地域振興券交付事業について、その中間結果をご報告いたします。2

ページをご覧ください。今回対象となりました町民は4,592人で、内、4,584人に交付をいたしまして、交付率につきましては、町民全体の99.83パーセントに交付を行っております。残る8人については、清里町に住所をおいているものの連絡の取れない方や、長期にわたり町外に出ておられ、期間中に振興券を使用できないため受け取りを辞退された方です。交付しました金額は町民一人当たり1万円ですので、総額4,584万円となりまして、現在12月29日と1月14日の2回換金を行い、3,590万8千円が換金されており、率としましては、交付額の78.33%が使用されております。残りにつきましては、今月1月31日までが使用期間ですので、その後、2月9日が3回目の最終換金となります。以上で報告を終わります。

委員長

只今、平成22年度清里町地域振興券交付結果の説明を受けました。ご意見ございますか。

(「なし」との声あり)

委員長

無いようですので、2点目に移りたいと思います。農商観工等異業種連携事業化支援・雇用創出交付金事業について、ご説明をお願いします。

商工観光・林政G総括主査

本年度3件目になります、農商観工等異業種連携事業化支援・雇用創出交付金事業について、ご説明いたします。3ページをご覧いただきたいと思います。今回申請のありました事業は、地場産食材を活用したパン等の製造販売事業としまして、向陽の山下亜矢さんからの申請で、地場産小麦と農産物を使ったパンを製造・販売するとともに、主食としてのパン食文化を伝えるものです。山下さんは風景画の山下さんの奥さんで、今回の申請のパンにつきましては、俗に言うハード系のパンということで、麦工房さんの菓子パンのようなソフト系と違い、フランスパンに代表されるような外側がパリパリしているパンです。本事業の効果といたしましては、農商工連携による清里産小麦と農産物を使ったパンを製造・販売することによるブランド化、また、パンの製造・販売・カフェの経営等の事業による雇用促進を図るとともに、観光客、また、交流人口の増加による地域の活性化が図られることが期待されます。なお、補助経費につきましては、原材料費を除いた額の3分の2、限度額の300万円を補助するものです。以上です。

委員長

今年度3件目の支援・雇用創出事業の報告がございました。皆さんからそれについてご意見がございましたら、受けたいと思いますが。

加藤委員

この事業について、大きな部分が2通りあると思いますが、1つの大きな部分でいけば雇用の創出という言葉がここに大きくうたわれている訳ですが、今回の事業に関してはその辺の部分についてはどうなっているのか。

商工観光・林政G総括主査

現在お話を聞いているところによりますと、町外からパンを作る職人の方を清里にお呼びして、

一緒に事業を進めていくというようなことでお話を聞いております。

加藤委員

カフェの経営ということは、あの場所でそういうような環境の整備をされるってことですか。

産業課

現在のところ、製作する小屋を造りまして、まずは道の駅ですとか、そういったところで販売を先駆けてやっていきたいと。それで、そのうち軌道に乗って来るようになれば、その部屋を改造して間仕切りをして、風景画の隣に建てますから、そこでカフェを営業経営していきたいというお話を聞いております。

委員長

その他、ございませんか。

議長

この事業が始まって、これで何件目になりましたか。

商工観光・林政G総括主査

昨年3件、今年3件目になります。計6件になります。

議長

その成果っていうのは、把握しているのでしょうか。

商工観光・林政G総括主査

現在、本委員会の方からもいろいろとお話を頂きまして、どのように調査したら良いのか、アンケート形式が良いのか、そういった部分で口頭でお話では聞いてはいるのですが、しっかりと事後の調査というもの、追跡調査みたいなものを今後行っていきたいと考えております。

議長

これは交付金なんですよ。交付金のフォローをちゃんとしていないというのはまず問題だということが1つと、それから今回300万なんです。私の計算でいくと300万の補助というのは3分の2ですから、450万掛かっている訳ですね。450万以上かからないと300万あたらぬ訳なんです。450万の内訳っていうのは中身はどうなっているのですか。

商工観光・林政G総括主査

今回申請のありました事業につきましては、建築に係る経費が470万5千円、器具備品等に係る経費が70万円、その他光熱水費が30万円、その他原材料費ということで50万円、合計620万5千円の事業ということで、内、町の補助金を300万円、自己資金を170万5千円、その他ということで売り上げ収入を150万円みているところでございます。

議長

620万の設備投資ということなんですが、その追跡はしているんですか。今までのこの6件は。ただ620万かかりましたよ、はいそうですか、ということではなく、建物で470万の見積もりをもらって、請求書が来て、そして振込みをしたと。そういうものの追跡をやっているんですか。やっていないんですか。

商工観光・林政G総括主査

過去の事業につきましては、全ての支出精算が終わってから、こちらの方で現地の調査を行い、その後補助金を支出しているところです。

議長

現地の調査ではなく、そういう支出の振込み控えだとか、そういうのは確認しているんですか。

商工観光・林政G総括主査

その確認につきましては、口座の振込みの控えですとか、そういったもので確認をしております。

議長

そういうのをやっているということで、連携事業支援・雇用創出ということで非常に効果が出てきているものと認識をしているんですが、もう少し明確な基準があればと。今年度で終わりの事業だと思んですが。前に聞いたことがあるのですが、例えば商店街で呉服屋さんをやっている中で、一部分をうどん屋にするとか、ラーメン屋をやるとかというのは駄目です、という話を聞いたんですが、その辺の基準作りというか、もう少しいろんなことを含めて、いろんな人が参加できるようなものにしていかなければならない気がするのだけれども、その辺はどうですか。

産業課長

只今、村尾議長さんからご質問のございました、農商観工連携事業の要綱自体は本年度で終了となっておりますが、過去2年間で6件の申し込みがあるということから、この事業についてはもう1年延長していく方向で、今考えております。あわせまして、農商観工以外での、例えば空き店舗を活用した商店を行うとかっていう部分もありますので、それらの部分と、今あります農商観工の要綱等を全面的に見直していきたいというふうに今考えているところでございます。いずれにいたしましても、今ある農商観工の事業については、もう1年延長していくことで事務的に進めているところでございます。以上です。

加藤委員

前件のカフェの場合については、3年間の契約期間っていう条件があったような気がするんですが、今回は当然そういう形を取っているということなんですか。

産業課長

今回につきましても、許可条件の中には3年間以上を継続することの条件を付して許可するこ

とにしております。

加藤委員

前のカフェの時は、3年間の期限というふうに記憶していた訳なんですけども、その辺、事業っていうか、受ける内容によってところどころと要件が変わって来るのか、どうなのか。

産業課長

実施要綱の中に、認定を受けた日の属する年度を含めて3年間以上事業を継続するという項目がございますので、この条文を許可条件に付していくということで許可して参ります。前回の中野さんの時も、同じような内容で許可をしております。

加藤委員

ということは、先ほど村尾議長が言われていた要するに追跡って言いますか、年次ごとの報告っていうのはきちっと上げていただかないとまずいということだと思います。その辺については、この2ヶ年間でですけども、当然のように3月31日までに昨年の案件については、その実態報告なりそういうものが委員会に提示されるべきだと思うので、その辺についてはどういうふうに捉えるのか。

産業課長

この事業を実施し始めました1年目の事業、ピネガーとか大根、それから夏野さんのパン・スイーツにつきましては、本年度が終わって実績が見れると思っておりますので、3月以降に実績報告を上げていただくように指示するつもりでおります。また、本年度許可して参りました3件につきましては、事業がまだ完了しておりませんので、1年遅れの来年度末に何らかの形で分りやすい実績報告を上げていただくように指示して参ります。このように考えております。

加藤委員

そういうことで進むとすれば、明年度に向かっての事業の展開の内容の変更なり、あるいは拡大なりといったものは、意欲ある環境の人がいるとすれば、1年でも早い方がいい訳ですし、そういう環境の整備を早急にやっぱり検討して、今までの部分についての検証と、この辺については、きちっと兼ねた方が良くと思います。

産業課長

現在あります農商観工の方の年数を1年延ばす関係もございまして、それらと含めまして次期の委員会に、議会と協議して参りたいと思っております。

加藤委員

延ばすのにまた新しく別の要綱を定めるっていうのではなくて、きちっと整理して一本化していかないとおかしくなると思うので、その辺十分な論議を、例えばこうしますってポンと出さないうで、少なくとも委員会の中で1、2回論議ができるような環境での提出、明年度からやるとすれば、期間が非常に限られていると思うので、その辺、早急に検討を重ねていただきたいと思います。

ます。スタートを切ってから、こういうのも良いですとか、あれも良いですとかじゃなくて、スタート切る前からそういう論議を十分に重ねていくということの努力をお願いしたいと思います。

委員長

委員会と協議をしながら、やっていくという形でということですね。

中西委員

この山下さんの事業のことですが、効果の中で下から2番目に、観光客、交流人口の増加による地域の活性化が図られるとありますね。山下さんは今まで商売をやっておられていて、観光客をどんどん入れているし、当然交流人口を増やしていると思います。その今まで過去に何人来ているとか、当然押さえていると思うんですが、それを尚かつこういう事業をやって交流人口を増やすっていうことですので、22年度でどれだけ交流人口があったか、毎年どれだけあったか、今後の目標は何人で、このくらい交流人口を増やしますよといった目標がおおよそあるのかと思いますので、そういったこともやっぱり聞かせていただければと思いますが。やはり効果が出るからこうやって交付金を使う訳ですから。こういうことをやったという事例発表なんかも当然できるのではなからうかと思しますので、少なくとも過去の実績もあって、将来には120パーセント、150パーセント伸びましたよといった成果を見せてもらわないと、事業の効果が出て来ないと思います。その前提で押さえておいていただきたいと思います。

産業課長

山下さんの現況での集客人員などは押さえておりません。このような事業を行うことで、交流人口も増やしていきたいという本人の意向でございますので、実績報告をいただく中で、その点も確認できるような形にしていきたいというふうに思っております。

中西委員

担当課としては、100人しか来なかったのが150人の交流人口になったとか、こういう事例があったという、胸を張って報告できるようなことであれば、さすが事業効果があったなと評価されると思うんです。そういうことが必要でないかと思えます。

田中委員

1年経過した頃に委員会に報告をされるということですが、その点は是非実施していただきたいなと思います。また我々も考えるには、この事業については良い事業だとは思っている訳ですけども、その中で今後私達の判断材料として、本当にこの事業が実際にやって良いのか、どうなのかという判断材料にも行政としてもなるでしょうし、私どももそういうことが考えられるので、是非とも報告を実施してもらいたいと思います。本人のプライバシーに関わる問題まではどうかと思う訳ですけども、そういう報告は是非とも実施して、継続で実施して報告はお願いしたい。もちろん町からの交付金を補助している訳ですから、報告するのは当然のことだと思います。実施をお願いします。

#### 加藤委員

それと、それを考える時にもう1点足しておいて欲しいのは、大変良いことなんですが、麦工場のパンは軟、今回は硬だと。だけど、それは当然のように道の駅やいろんな所で売りますよ、当然のように学校給食も片方を使って、片方を使わないという問題も起きて来ると思うんです。それでも、硬だけで駄目で軟をやると言った場合に、お互いにいろんなことが起きた時に両方とも結果的に不になってしまう要素も懸念される部分であります。せっかく育てても、今後実績が23年度に出てくる訳ですから、どういう状態になってくるか分かりませんが、何とかなくていきそうだって言っている表現の中で、もしあったとした時に、この今回のことが出てきて、結果としてそこも不になった時に、そしたら次に最初の部分に対してどういう支援をしていくんだとか、あるいはどういう展開をしていくんだという話になっていくと、どこまでもどこまでもいろんな問題に発展していく訳ですが、これらは営業問題にかかってくるので非常に難しい問題だと思うんですが、その辺両方のスタンスをどういうふうに捉えているのか。それらをしていく中で、お任せですよと知らん振りをしていくのか、こっちは硬でこっちは軟だから良いんだと言って簡単にやったけど、お互いにそれぞれが経営を維持していくために、両方に手を出していかなければならない、あるいは拡大していかなければならないとなった時にどうしていくのか。その辺については、仕方ないでしょうと言って終わらせる行政の立場でいるのか。最初に育てようとしてやって、喫茶店だとかパンだとか、こういう部分ばかりでいくんだけど、本当にそれぞれが成功してやっていければ良いんだけど、その辺をどういうふうに捉えていくのか。そしてそれが、3年間検証するよと言っているけれども、例えば実際として、次年度であるいは2年で、マイナスで縮小したい、ここまでにしたいと言った時に、交付したお金っていうのは戻って来ないというふうに捉える訳ですが、その辺も踏まえた中でどうなのか。それから、建物は後から別の物に活用できるし、3年間の投資なら良いぞと俺も参加するかってことで、極端な話になるとそうやられたら困ると。その意欲とその環境にはものすごく買いますけども、2年後、3年後にみじめな思いになって、他の一般町民から不平不満が出ないようなことまで踏まえた中での論議を十分に重ねて行ってもらいたい。今ある工房がこうだから、これに合うから良いというスタートじゃなくて、その辺どのように捉えているのか。内部協議も十分されていると思うので。その辺の方向性で、今回これらをゴーサインとして提案されていく最大の目的って言いますか、確かになった部分はどこなのか。これ、選考委員会というのがあると思うのですが、その中でゴーサインになった最大のところはどういう形なのか。最初にやった麦工房の関係も将来に渡って大丈夫なのかどうなのか。今回この事業をやるにあたって、やっても大丈夫だという判断の元に立っているのか、その辺の論議は無く、ただ新しい事業に対して要件がかなうのでよろしいですとスタートを切っているのか。この辺についてちょっとお聞きしたい。

#### 委員長

加藤委員の言われたように、商売として同じような職種が重なって、競争ということになると、後でいろんな問題が出るかと思うので、その辺の答弁をお願いしたいと思います。

#### 産業課長

まず3年間の間に事業がうまく行かなくなった場合の補助金の関係ですが、要綱の中に途中で廃業となった場合には補助金を返還してもらうという1項目がございます。ありますけども、こ



ういう形にならないように町の交付金を使って伸びていただきたいというふうに思っております。返還については要綱の一部に載っております。それから、夏野さんのパンの関係がすでに許可してございますけども、今回山下さんが申請した関係につきましては、その夏野さんとの狭隘の関係が無いのかという部分を実は確認をいたしましたところ、ソフトパンと硬いパンですね。私はパンのことは良く分らないのですが、夏野さんとも十分お話をされてまして、ソフトパンとハードパンの両方あった方が逆に商品の売り上げ向上に繋がるんだということがまず1点。それから清里町民だけを対象者とするのであれば、食べる量が限られるので問題あるけども、道の駅などを使って観光客、交流人口という面から考えると、ハードとソフトのパンが両方がある方が売り上げの向上にも繋がるので、中野さん、夏野さん含めて3人ですすでにフレンドリーネットを組んでやって行こうということで進めているので、その辺については問題ないというふうに思っ  
て進めているという話を強くされましたので、それを持って今回、同じ清里産の小麦を使ったパンということで、狭隘する部分があるかという判断をした中でありますが、許可して行く方向で良いのではないかとということで、審査委員会の方でも良ということで決定を出したということ  
でございます。話を聞くところによりますと、逆に夏野さんのところにも、その山下さんのところ  
で作るハードのパンを一部置くと。それから逆の形も取ると。それから中野さんのカフェの方  
にもパンを置かせていただいとというような、フレンドリーネットを組んで進めているというこ  
とを聞いておりますので、お知らせいたします。

委員長

問題は無いということですね。

その他、ございませんか。

藤田委員

この面についてはこれで良いと思います。これを3年間やって、まあまあな成績が上がったと  
したら、今度は商工会の問題も先ほどから出ているけども、この辺も町として、方向転換してい  
く時期に来たかと思う。空いている店を借りて、清里に来て誰かがやるとなったら、5年ぐらい  
固定資産税やそれらを、ある程度は町が持ってでもいいから、5年間は保証するから来てくだ  
さいというような、そういう町づくりがそろそろ考えていかなかったら、これ以上あっちも辞めた、  
こっちも辞めたで、無くなっていったら困る。町の予算を投入して、3年や5年ぐらいは来てや  
ってもらおうかっていう、そういう町をつくっていただくことを特にお願したいと思う。もう  
一つの活性化事業っていうかそういうことをやって行かないと。我が町はどうするかってこと。  
例えば、4,500万の地域振興券が出ましたけども、私は前にも言ったけども前期と後期の2回  
出せて言っているんです。そして清里町の内需拡大をやって行かなければしょうがないのでは  
と言っているんですけどね。どうせ予算を使うなら、そうやって行った方が良いのではないかと  
思うんですよね。そういう話が出てくるように、町当局が商工会などから案を吸収して来るよ  
うになってもらいたいというお願いだね。農業はこの7、8年はかなりやってもらっているから、  
次は商工会、林業にも平等にやっていけるような案を出してもらいたいっていうのがお願いです。

産業課長

先ほどもお答えしましたが、できるだけ早い段階で要綱等をつくりまして、皆さんと協議して

参りたいと思いますので、またよろしく願いいたします。

委員長

よろしいですか。

議長

1点だけ産業課に。振興券については、速報で報告をいただいた訳なんですけど、今日出てきていないんですけど、緑清荘が新しくなってどういう状況になっているのか。それと聞くところによると、新しく建てた3階建ての方にトイレがないとか。煙草は禁煙だとか、いろいろあるようだが、その辺の問題は生じていないのかどうなのか。そういう報告はないのか。造るだけ造って、後の報告は一つもないっていうのはどうかという気がするんだけど。その辺はどうなのか。

産業課長

昨年の12月上旬にオープンをいたしまして、しばらく休んでいたという部分の真新しさということと、それから藤田委員さんからも出ましたけども、食事をするところが今までレストハウスしか無かったという部分でいろいろありまして、館長からの報告では12月の1ヶ月間については、昨年と比較しまして営業期間は5日ほど少ないのですが、昨年来年を2割から3割くらい上回る収入があったと受けております。指定管理の協定に基づきまして、本日、実績報告が上がって来ますので正確にわかるのですが、口頭では2、3割増えている状況にあると聞いております。ただ、まだわからないのは、施設を大きくしたことによる経費もかなり増えているのではないかと思いますので、その実績報告を見た上で、収入も増えているけど支出も増えているという部分も含めて、どうなのかという部分を今後検討していきたいと思っております。それから、毎月予約状況を出していただいておりますが、先ほど出てきたんですが、1月も12月と同等ぐらいの宿泊者数、宴会者数を見込んでおりますが、2月につきましては、若干減ってきている状況となっております。特別価格などの設定もしまして、PRをしながら経営努力をされておりますので、2月もなるだけ減らない状況で推移していただければと、このように思っているところでございます。詳しい実績報告等が出てきましてから、次回報告して参りたいと思っております。

議長

問題点はないのか。

産業課長

新しく作った方に、トイレが無いという部分ですね。各部屋にバス、トイレ付きですので、宿泊された方については全く問題ないのでございますが、幸いにも12月は宴会がすごく多かったために、新館の2階で会食をやったことが多々あります。その人方については、トイレが1階の階段の下りたところしかないということで、大変ご不便をかけたという経緯がございますが、今後も向こうを使わなければならないぐらいのお客さんが入ってくれば良いなと思っております。確かにトイレが1箇所しか無いという部分についてはご迷惑をおかけしております。それから煙草の関係については、オープンする前から新館の方については完全禁煙ということで、ロビーの方に喫煙室を造っているところでございます。これについては、皆さんご理解をいただきま

して、特に苦情等も出てきておりませんので、煙草を吸わない方もいる訳でございますので、良かったのかなと思っております。ただ、旧館の方につきましては、今までの経過もございまして喫煙できる形になってございますので、特に支障は無い、問題は無いのかなと思っております。

加藤委員

新館での宴会については、喫煙していないということなんですか。

産業課長

新館については、一切レストランも含めて喫煙はしてございません。

委員長

今後とも推移を見守ってやっていただきたいと思えます。

よろしいですか。

藤田委員

改善する部分をどうするのか教えてほしいんだよね。トイレとか、レストランの座敷が無くなったとか、いろいろ出ているから。

加藤委員

それと利用状況。12月、1月の稼働率は。そこだけ教えてほしい。

議長

私達が心配しているのは、やっぱり不便だとかあれば、直せる範囲のものはやっぱり直してやらないとならないんじゃないかってこと。できたばかりだからということではなく、直せるやつは早めに直してやらないと。それともう一つは、12月は良かったようだけれども、やはり課長が言われたように維持費も相当上がっていると思うんです。今回の指定管理者の契約の中で、我々も責任があるんですが、1円も持ち出しはないという契約になっている訳ですよ。それでやれるのかやれないのかっていう、その辺は我々としても大きな責任があるということですよ。だから、そういう報告なり、問題については、遅滞なく報告してもらわなければ困るということですよ。運営ができなくなってから、議会にどうするってことを出されたって困るということですよ。それなりの問題はやはり毎月毎月の積み上げが1年間通じて、これは無理だとか、十分やっつけられるだとか、そういう結果になる訳だから、そういう認識をあなた達がしっかり把握しているのかということ。把握してもらわなければならないということですよ。

勝又委員

いろんな問題点も出ていて、おそらく把握していると思うんですが、ロビーにある売店が間に合わせ程度の売店なんだけど、あの程度の売店なら無い方が良くないかと思うようなもので、あのスペースも含めて随分広くある訳で、あのスペースを使うなら、もう少し売店を拡張したような形で設置するのが本来の形だったんじゃないかなと思うんですが、何であんな売店になったんですか。

産業課長

ロビーの売店につきましては、今言われたとおりでございます。それで、あれでは宿泊した方もお土産も買えないという状況でございますので、これにつきましては、早速、ロビーのレストラン側の壁の方に、商品を陳列できる陳列棚などを用意いたしまして、早急にもう少し大きく、緑清荘に行ったら清里のお土産が買えるという形になるようなものにするように、棚等を発注しているところでございます。今月末くらいに新たな売店ができるのではないかと考えております。

中西委員

自販機は1階にしか無いんでしょ。各階には置いて無い。私も今年1回泊まったんですが、風呂に入って部屋に戻ってから、飲みたい時に1階まで下りなきゃならなかったんで。自販機を各階に置くのはだめなんですか。さっきのトイレの話もそうですが、あれば使うこともあるんだから、あそこで宴会をやるんなら、その辺は考えないと。そしてそれをなぜ付けられないかということの理由も聞かせてもらわないと、利用する人から我々もいろいろ言われるので。

産業課長

当初、2階の研修室は宿泊した方、登山客などいろんな方々が、事前の打ち合わせや研修をするという目的で造られたところでございまして、あそこで会食するということを大前提に考えていたところでは無かったようですので、トイレも整備されていなかったと私は認識しております。

議長

テーブルは会食だと聞いているが。それなら会食をやらなきゃいいでしょ。そんな中途半端なことをやるからおかしくなるんだよ。会食をやらないならやらなきゃいい。それならトイレはいらない。でもそういう研修室になっている。テーブルだって丸テーブルで、宴会をやるようになっている。だから、やらないならやらないようにすればいいと思うが。やるような形にしておいて、トイレが無いというのは、そんな話にはならない。

中西委員

今言われたように、宴会をやらなかったら、確かにトイレはいらないと思う。でも、飲食したらトイレは行きたくなくなるし、無いと困る。

加藤委員

この問題は、今後十分に直すべきところは直す。そのことが結果として維持関係や利用価値が高まってくるということだから、だめだという話ではなくて、きちっと建設的に改善していくという方向で、十分に検討してもらおうということ。だからやっぱり指定管理との話も足りなかったという部分もあるだろうし。

藤田委員

やっている人の要望を聞いてもらうっていうのが先だと思う。

委員長

可能な限り改善する方向で、協議して良い方向に検討してもらおうということで、よろしいですか。

(「はい」との声あり)

委員長

では、これで産業課から終わります。

昼を過ぎましたが、建設課がありますので、このまま続けます。

建設課から1点ありますのでお願いします。

建設課長

建設課所管一般会計の補正予算についてご説明いたします。今回の補正予算につきましては、先の委員会におきまして概略を説明いたしてございますが、今回、国及び道より事業内示等があったことに伴い補正を行うものでございます。事業内容といたしまして、平成22年度国の補正予算等により、平成23年度計画しておりました社会資本整備総合交付金事業の道路事業及び公営住宅建設事業を前倒し実施するものでございます。道路事業といたしまして、4線道路で事業費5,300万円、公営住宅建設事業といたしまして、事業費8,972万3千円を補正するものでございます。なお、補正額につきましては、平成22年度事業の実績に伴う差額等を精査しながら事業費を計上いたしております。また、公営住宅建設事業につきましては、工事請負費の前払金相当額並びに事業実施に必要な諸経費を、平成22年度予算として計上し、残りの部分につきましては債務負担行為補正を行わせていただき、それをもって平成23年度予算にて計上して参りたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。詳細につきましては、各担当からご説明いたします。

建設管理G総括主査

議案4ページをご覧ください。道路新設改良事業・工事請負費につきまして、事業実施に伴う減額といたしまして、社会資本整備総合交付金事業3路線で1,476万7千円の減、地方特定道路整備事業1路線で27万7千円の減、合計で1,504万4千円の減となります。事業費の増減に伴いまして、歳入の国庫支出金が520万2千円、町債が780万円の減となります。また、国の補正事業の追加により、工事請負費を増額しております。社会資本整備総合交付金事業として5,300万円を増額しております。工事箇所は、4線の国道334号から10号側に改良330m、舗装30mを予定しております。この工事を早期に実施することにより、平成21年度より国道から10号の間が通行止めとなっておりましたが、工事終了後解除されます。事業費の増減に伴いまして、歳入の国庫支出金で3,315万円、町債で1,690万円の増となっております。工事位置につきましては、8ページをご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

上下水道・公住G主査

続きまして、公営住宅建設関係について、5ページからで説明いたします。5ページですが、先ほど課長が申し上げましたが、公営住宅整備事業におきまして、前倒し事業とする関係でございますが、地域優良賃貸単身住宅建設事業でございます。需用費、役務費の事務費、さらには委託料180万円、これは施工監理業務委託料になります。工事請負費が1棟6戸、総体工事請負

費予算額は8,770万円でございます。合わせまして8,972万3千円が全体事業費になります。これの財源内訳といたしましては、国庫支出金が3,657万6千円、残りが一般財源で5,314万7千円となります。次に、このうち、平成22年度補正予算で計上する予算額としましては、需用費、役務費の事務費11万3千円、工事請負費が工事費の30パーセント分として2,631万円、合わせて補正額が2,642万3千円でございます。財源内訳といたしましては、国庫支出金が1,097万2千円、残りが一般財源で1,545万1千円となります。3)の債務負担行為補正予算ですが、今申し上げました平成22年度補正予算で計上する分を除いた、需用費、委託料、工事請負費を合わせまして6,330万円、これは債務負担行為補正予算という形で執行させていただくものでございます。これの財源内訳は国庫支出金が2,560万4千円、一般財源が3,769万6千円となります。次に6ページをご覧ください。事業実績及び追加、前倒し事業に伴う増減ですが、事業実績に伴う減額については、すでに建設中で2月末に完成予定でございます。地域優良賃貸住宅建設事業の工事請負費の執行残436万8千円生じておりますので、この金額を減額するものでございます。もう一つは5ページで説明いたしました、前倒し事業実施に伴います追加事業ということで、地域優良賃貸単身住宅建設事業にまつわる需用費、役務費、工事請負費を合わせて2,642万3千円を計上いたしまして、差引補正額といたしましては2,205万5千円、財源内訳は国庫支出金が1,075万円、一般財源が1,130万5千円となります。7ページにつきましては、残りの部分を債務負担行為補正させていただくということで、全体事業として5ページで説明した内容でございます。なお、建設位置図につきましては、9ページ記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。以上で説明を終わります。

委員長

ただいま、平成22年度補正予算の説明がございましたが、道路関係と公営住宅の関係がありました。皆さんから意見を受けたと思います。

議長

確認したいのですが、公営住宅の補助事業は50パーセントだと思っていたのですが、50パーセントではないんですね。補助率が何パーセントなのかということが1点と、5ページの債務負担行為補正の工事請負費は残金は3割ではなく、7割ではないですか。それと、公営住宅建設事業の工事請負費が今回は8,770万円とあるが、図面である駐車場を含めた外構工事の費用はどこに入るのか。それとも別になるのか。この関係をお聞きしたい。

建設課長

まず1点目の補助率につきましては、基本的には45パーセントの交付率となっております。2点目の3割ではなく7割ではないかという話でございますが、5ページをご覧ください。これは工事請負費は工事費から前払い金の3割を引いたという計算式で記載しておりますので、ここは3割ということをご理解をいただきたいと思います。ですから、3)の債務負担行為補正予算の中で申しますと、工事費 - (引く) 前払い金の3割ということになっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。それから3点目の外構工事については、今回の工事費1棟6戸8,770万円の中に含まれているということをご理解をいただきたいと思います。

委員長

4線道路は23年度中に舗装にならないのか。

建設課長

23年度事業につきましては、先ほど担当からご説明があったとおり、改良をもってすべて終わるということです。但し、舗装につきましては、国道より30mほどしか今のところ計画しておりませんので、残りの舗装につきましては24年度事業によって実施していきたいということで、最終的に4線道路につきましては、24年度をもって完了と考えてございます。

委員長

それまでは通行止めということですか。

建設課長

改良が終わった段階で通行止めを解除していきたいと考えております。なので、一部砂利道のままでの開放になるとご理解いただきたいと思います。

委員長

その他ございませんか。

(「なし」との声あり)

委員長

無いようですので、建設課から終わりたいと思います。ご苦労様でした。

委員長

次回の委員会について。

事務局長

先ほどと同様でございまして、1月25日に臨時会があるということでご承知おきください。

委員長

その他ありませんか。

(「なし」との声あり)

---

#### 閉会の宣告

委員長

それでは無いようですので、第1回産業福祉常任委員会を終了したいと思います。どうもご苦労様でした。

(閉会 午後12時20分)